

平成 30 年 7 月 31 日

事業主様  
ご担当者様

中部アイティ産業健康保険組合  
(公 印 省 略)

## 高額療養費制度の見直しについて

平素は当健保組合の事務運営につきまして、格別なるご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記につき、平成 28 年 12 月 22 日厚生労働省保険局保険課事務連絡、平成 29 年 12 月 4 日保保発 1204 第 3 号厚生労働省保険局保険課長通知により、平成 30 年 8 月から、下記のとおり変更となりますので、被保険者各位へご周知方、宜しくお願ひ申し上げます。

### 記

#### 1. 見直しの趣旨

制度の持続可能性を高めるため、世代間・世代内の負担の公平や、負担能力に応じた負担を求める観点から、低所得者に配慮した上で、高額療養費の算定基準額を見直すものである。

#### 2. 見直しの内容

##### (1) 第二段階（平成 30 年 8 月施行）

###### ① 70 歳以上 現役並み所得者

外来療養に係る高額療養費の算定基準額を廃止した上で、次のとおり、所得区分を細分化し、各区分の算定基準額が設定されました。

住民税非課税者等であっても標準報酬月額が 28 万円以上の場合、現役並み所得者区分の上限額が適用されます。

##### <現行>

所得要件	算定基準額
標準報酬月額 28 万円以上	外来（個人ごと） 57,600 円 外来・入院（世帯ごと） 80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1% <多数回 44,400 円>

##### <見直し後>

所得要件	算定基準額
Ⅲ. 標準報酬月額 83 万円以上	252,600 円 + (医療費 - 842,000 円) × 1% <多数回 140,100 円>
Ⅱ. 標準報酬月額 53~79 万円 限度額適用認定証の提示が必要	167,400 円 + (医療費 - 558,000 円) × 1% <多数回 93,000 円>
Ⅰ. 標準報酬月額 28~50 万円 限度額適用認定証の提示が必要	80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1% <多数回 44,400 円>

② 70歳以上 一般所得者

< 現行 >

外来（個人）算定基準額	限度額（世帯※1）算定基準額
14,000 円 （年間上限 144,000 円）※2	57,600 円 < 多数回 44,400 円 >

< 見直し後 >

外来（個人）算定基準額	限度額（世帯※1）算定基準額
18,000 円 （年間上限 144,000 円）※2	57,600 円 変更なし < 多数回 44,400 円 >

※1 世帯：同じ世帯で同じ保険者に属する者

※2 年間：前年 8 月 1 日から 7 月 31 日までの合計額

③ 高額介護合算療養費の算定基準の見直し

①の見直しに伴い、70歳以上の者がいる世帯の介護合算算定基準額については、改正後の高額療養費の所得区分の算定基準額を参照し、次のとおりとする。ただし、一般所得者の介護合算算定基準額については据え置く。

なお、見直し後の介護合算算定基準額については、平成 30 年 8 月 1 日から平成 31 年 7 月 31 日までの間の療養分から適用する。

< 現行 >

所得要件	算定基準額
現役並み（標準報酬 28 万円以上）	67 万円
一般（標準報酬 26 万円以下等）	56 万円

< 見直し後 >

所得要件	算定基準額
標準報酬月額 83 万円以上	212 万円
標準報酬月額 53～79 万円以上	141 万円
標準報酬月額 28～50 万円以上	67 万円（据え置き）
一般（標準報酬 26 万円以下等）	56 万円（据え置き）

(2) 70歳以上の外来療養にかかる年間の高額療養費合算について

基準日 7 月 31 日（死亡の場合は死亡日）時点の所得区分が一般所得者または低所得者に該当する場合は、計算期間（前年 8 月 1 日から 7 月 31 日）のうち、一般所得区分または低所得者であった月の外来療養の自己負担額が 144,000 円を超えた額が申請することにより払い戻されます。平成 29 年 8 月診療分から対象）

申請方法・申請用紙につきましてはホームページをご参照ください。